

平成22年第1回森町議会定例会3月会議会議録 (第4日目)

平成22年3月25日(木曜日)

開議 午前10時03分

休会 午前11時55分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 平成22年第1回 議案第21号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する

森町議会定例会

条例制定について

3月会議 議案第22号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
付託議件

議案第23号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第26号 平成22年森町一般会計予算

議案第27号 平成22年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第28号 平成22年度森町老人保健事業特別会計予算

議案第29号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 平成22年度森町介護保険事業特別会計予算

議案第31号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計予算

議案第32号 平成22年度森町港湾整備事業特別会計予算

議案第33号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算

議案第34号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算

議案第35号 平成22年度森町水道事業会計予算

議案第36号 平成22年度森町公共下水道事業会計予算

3 議案第37号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

4 議案第38号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 5 議案第39号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第40号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第41号 森町ふれあいの森条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第42号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
- 10 議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 11 議案第45号 平成21年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 議案第46号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 12 議案第47号 業務委託契約の締結について
- 13 発議第1号 議会改革等に関する調査特別委員会中間報告書
- 14 発議第2号 行財政改革等に関する調査特別委員会の設置に関する決議について
- 15 発議第3号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 16 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書
- 17 意見書案第2号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書
- 18 意見書案第3号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書
- 19 意見書案第4号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書
- 20 議員派遣の件について
- 21 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長	22番	野村洋君	副議長	1番	青山忠君
	2番	堀合哲哉君		3番	長岡輝仁君
	4番	黒田勝幸君		5番	木村俊広君
	6番	加藤玲子君		7番	宮本秀逸君
	8番	川村寛君		9番	佐々木修君
	10番	清水悟君		11番	坂本元君
	12番	杉浦幸雄君		13番	中村良実君
	14番	坂本喜達君		15番	菊地康博君
	16番	服部勝見君		17番	三浦浩三君
	18番	小杉久美子君		19番	西村豊君
	20番	東秀憲君		21番	前本幸政君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤克男君
副町長	増田裕司君
監査委員	松山高治君
総務課長	輪島忠徳君
会計管理	猪者（兼）和博君

出納室長	
総務課参事	木村浩二君
選管書記長	中島将尊君
防災交通課長	清水雅信君
契約管理課長	竹浪孝義君
企画振興課長	伊藤昇君
税務課長	土谷秋雄君
税務課参事	泉一法君
保健福祉課長	佐藤洋君
保健福祉課参事	成田研造君
住民生活課長	竹内明君
環境課長	横内仁司君
環境課参事	木村哲二君
水産課長	佐々木陽市郎君
農林課長（兼）	

ちゃっぷ林館	山田仁君
--------	------

施設長	
商工労働観光課長	金谷孝己君
建設課長	池田勝元君
建設課参事	川村光夫君
上下水道課長	若松幸弘君
教育長	磯辺吉隆君
教育次長	香田隆君
学校教育課長	芳賀幸則君
社会教育課長	片野滋君

体 育 課 長	谷 口 方 規 君
図 書 館 長	吉 田 光 博 君
給食センター長	山 口 正 広 君
生涯学習課長	磯 尾 延 行 君
さわら幼稚園長	木 村 康 則 君
さくらの園・園長	釣 隆 吉 君
病院事務長	大久保 善 之 君
消 防 長	加 藤 進 君
砂原支所長	青 山 雅 洋 君
町民サービス課長	澤 口 幸 男 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間 一 男 君
事 務 局 次 長	藤 田 司 志 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第21号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第23号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 平成22年森町一般会計予算
- 議案第27号 平成22年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成22年度森町老人保健事業特別会計予算
- 議案第29号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第32号 平成22年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第33号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第34号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第35号 平成22年度森町水道事業会計予算

- 議案第36号 平成22年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第37号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第38号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第39号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第40号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第41号 森町ふれあいの森条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第42号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
- 9 議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 10 議案第45号 平成21年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 議案第46号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 11 議案第47号 業務委託契約の締結について
- 12 発議第 1号 議会改革等に関する調査特別委員会中間報告書
- 13 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会の設置に関する決議について
- 14 発議第 3号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 15 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書
- 16 意見書案第2号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書
- 17 意見書案第3号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書
- 18 意見書案第4号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書
- 19 議員派遣の件について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時03分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、21番、前本幸政君、1番、青山忠君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により議長から説明のため会議に出席を求めたもの及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 議案第21号ないし議案第36号

○議長（野村 洋君） 日程第2、平成22年第1回森町議会定例会3月会議付託議件、議案第21号から議案第36号まで16件を一括議題とします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（青山 忠君） 予算等審査特別委員会審査報告をいたします。

平成22年3月18日、平成22年第1回森町議会定例会3月会議において本特別委員会に付託されました議件16件を審査した結果、記載のとおり議決したので、森町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

初めに、1の付託議件名と議決結果であります。付託された議案は、報告書に記載されているとおりの議案第21号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例から議案第36号の平成22年度森町公共下水道事業会計予算までの一括提案議件16件であります。

議案第26号の平成22年度森町一般会計予算については、修正案は可決です。また、修正議決部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

また、議案第26号を除く議案第21号から36号までの15件については、原案のとおり可決されました。

次に、2の調査の経過であります。委員会の審査日ごとに出席委員数や審査経過を時系列に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、3の審査の結果であります。3月19日から付託を受けた議案第21号から議案第36号までの各案の審査に入り、24日まで町長を初め関係説明員の出席を求め、精力的に審査を行ったところであります。その間の熱心な審査と議事進行に対し感謝申し上げるものでありま

す。

審査の結果は、配付されている報告書に記載のとおりであり、またただいま説明した1、付託議件と議決結果のとおり決すべきものと決定されました。

審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

町理事者におかれましては、審議中に出されました意見や要望について、予算執行に当たり最大の効果を上げるよう努力されるとともに、厳しい町の財政状況の中にあっても町民一人一人が誇りと愛着を持ち、この町に住んでよかったと実感できる町の実現に向けて一日も早く財政の健全化が図れるよう努力していただきたい。

以上を申し上げて、委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これより審査報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○2番（堀合哲哉君） 一括採決になりますと、非常に微妙な部分も含まれてきますけれども、私は自分の考えを含めて簡単に述べさせていただきたいと思います。

思い返せば1年前、2009年度予算案、これで前町長が行ってきた福祉サービスがかなり廃止されたり、後退を余儀なくされてきました。2010年度予算を見ると、それにタクシーの助成券の廃止、福祉タクシーです。それが盛り込まれ、さらに今年度中に国民健康保険税の引き上げが行われる、こういうご時世になっております。私は、この中でももちろん財源不足から来る住民負担の増大だとは思っただけけれども、受ける町民にしても限界があります。その限界をどう役場で考えるかがこれ基本になるのです。だから、地方自治法の目的欄をしっかりと見ていただければ、そこに住む住民の福祉をとということなのです。それで、議論の中で明らかになったことは、結局佐藤町長は2009年度予算を組む前は夕張になる。今議会ですべての言葉は財政再建団体。議員もまるで何も考えていないのではないかという思いがあるようでございますけれども、ただ私気になるのは、改革とは痛みを伴うものであるということ結構使われます。私国語の辞書調べてみました。改革、別に痛みは出てきません。古い組織とか古い制度を変えるのが改革なのです。でも、たまに痛みというの出てくるのです。でも、すべてが痛みではないのです。これやったら、そこに住む住民大変なのです。だから、その辺のことを十分お考えになって、私は予算編成の上でもきちっと住民サービスの徹底含めてやっていただきたいというのが願いが1つあります。

それから、税と料金の負担の増大のお話がございます、私今お話したところですがけれども、やっぱり町民には例えば働いていても給料が上がらないというのが現実です。むしろ下がっている。例えば職員給与を見たって10%から18%下がっているわけです。そういう状況のもとにあつて税や料金の引き上げが行われるというのは、これ決定的なダメージなので

す。だから、状況を見てきちっとされるというのが私は基本だと思うのです。ましてや今民主党政権にかわりましたから、もっと町民のための政治を行われると私は期待しておりますけれども、ただなかなかそう順調に軌道には乗ってこない。そうすると、痛みを受けるのは町民だけという事態が続きますので、ぜひ佐藤町長にはその点をよく十分考えていただきたいというふうに思っております。

それと、今一括でございますから、きのう修正動議として可決されました部分についても若干触れさせていただきたいと思っております。私は、佐藤町長の考え方とは雇用に関しては違います。私は、再任用制度、これ森町の条例にありますから、これをいかに働かせてやるかということが今重要な問題なのです。町長の思いだけで、では今年何人残そうとか、来年はゼロにしようとか、そういう次元の話ではないのです。役場職員そのものの処遇の問題なのです。もうあと5年しますと、年金は65歳からでないで支給されません。その間ゼロです。そういう状況に職員を追い込まれるわけですから、その下地をつくっていく必要性を私は強く感じます。また、提案者の趣旨は十分私理解しているつもりでございます。もし今年退職される職員の臨時職員としてだめだとおっしゃるのなら、その他教育委員会に関する人件費の問題等々、やっぱりメスを入れる必要あるのです。職員のところだけにメスを入れてしまうと、人間ですから、感情論だけが先走るのです。だから、財政難とおっしゃるのなら、余分な支出をしないというのはこれ基本です。そのために提案されたとしたら、余分な支出で使っている部分については切り込んでいく。これをしなければ、全体の改革にはなってまいりません。ということで、反対討論としては非常に難しい部分がございます、この辺でやめさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○17番（三浦浩三君） ただいまの堀合議員の反対討論、非常に名討論ということで、さて何を申し述べて、賛成とさせていただきたいつもりなのですけれども、ここに1つ行政改革指針という総務事務次官通知という平成17年3月に出されたものがございます。若干それを抜粋して述べさせていただきたいと思っております。

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、おのこの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。今後は、地域において住民団体を初めNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要があります。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、新しい公共空間を形成するための戦略本部となり、行政みずからが担う役割を重点化していくことが求められております。厳しい財政や地域経済の状況などを背景に、地方公共団体の行政改革の進捗状況に対する国民の視線は非常に厳しいものがあります。国、地方を問わず、行政に携わる者は、国民の尊い負担により給料を得ているということを改めて肝に銘じる必要があります。

さて、本年21年度の全会計を見ますと、まだまだ現段階では収支のバランスが崩れた状態



でございます。また、平成20年度の決算の結果、新規の大型事業が非常に組みにくいという形の起債制限比率、実質公債費比率18%という、そういうものに乗っかりまして、そして新しい本当に町民が長年の希求しているもの、これを実現することが非常に厳しい状況にあります。その中で今般のこの予算、全会計を通じて見ますと、1つに3年後を見据えたという、そういうものの取り組みの箇所が随所に見られます。今回の予算で種をまき、次年度は花を咲かせ、そして3年目には実を結ぶような、そういう形の予算編成とも受け取れる場所が随所にあります。そういう形で編成されたものと確信しまして、今回のこの予算を新たな出発点として、あしたから一步ずつ階段を上るものと確信して、また先ほどの特別委員長の報告にもありました。十二分にこの予算執行する上では、さらなる財政出動の縮減というものに十二分に配慮した執行というものを求めながら、賛成するものであります。

以上、簡単ですけれども、賛成討論とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これより平成22年第1回森町議会定例会3月会議付託議件、議案第21号から議案第36号まで16件を一括採決します。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は次のとおりです。議案第26号について修正案は可決です。また、修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決です。あわせて議案第26号を除く議案第21号から議案第36号までの15件については原案のとおり可決です。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

日程第2、平成22年第1回森町議会定例会3月会議付託議件、議案第21号から議案第36号までの16件は、委員長報告のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第37号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第37号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第37号となりました森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げたいと思います。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料46の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、このたびの条例改正により廃止する休憩時間につきましては、連続する勤務が4時間を超える場合に休憩時間15分を与えられるものでございますが、勤務

中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図る趣旨から設けられていた制度でございます。昨今の民間企業では、この休息時間に相当する制度がほとんど普及していないということから、国では平成18年7月1日から既に廃止されていることから、国と同様に廃止措置をするものでございます。

なお、施行日は、平成22年6月1日からとするものでございます。

以上、議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第37号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第38号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第38号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第38号となりました森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料47の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、このたびの改正は厳しい財政状況に対処するため、平成21年度から特別職、町長、副町長、この条例につきましては町長と副町長でございますが、教育長も含めまして、また職員に対して給与等の削減を実施しておりますが、平成22年度以降の取り扱いの協議、交渉してまいりました結果、職員組合と妥結に至ったことから、町長及び副町長にかかわる部分について所要の改正をしようとするものでございます。

今回の特別職の削減の内容は、平成21年度の削減内容と同様でございますが、このたびの改正は附則第2項中において削減幅及び削減期間を平成22年度及び平成23年度の2年間とするもので、平成24年3月31日までとするものでございます。

施行日につきましては、平成22年4月1日からでございます。

以上、議案第38号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第38号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第39号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第39号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第39号となりました森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料48の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、先ほどの町長、副町長の給与に関する部分と全く同じでございます。この条例改正につきましては教育長に係るものでございます。

繰り返しますが、今回の教育長の削減の内容は、平成21年度の削減内容と同様でございます。今回の改正は附則第2項中において削減幅及び削減期間を平成22年度及び平成23年度の2カ年とするものでございまして、平成24年3月31日までとするものでございます。

施行日につきましては、平成22年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第39号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第39号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第40号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第40号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第40号となりました森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料49の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、このたびの改正は厳しい財政状況に対処するため、平成21年度から職員の皆さんに協力を要請してきていた給与等の削減について、平成22年度以降の取り扱いを協議しておりましたが、職員組合と妥結に至ったことから、所要の改正をしようとするものでございます。

今回の削減の内容は、平成21年度の削減内容とほぼ同様でございますが、このたびの改正は附則第10項中において削減期間を平成22年度及び平成23年度の2カ年とするもので、平成24年3月31日までとするものでございます。また、職員のうち若年層、給料表1級及び2級在級者に当たる職員につきましては、削減の軽減化を図るため、平成21年度の削減内容である給料の10%カットを平成22年度からは8%カットとするものでございます。

なお、特別職を含め、職員全員でございますが、抑制影響額は約3億7,000万円となるものでございます。

施行日につきましては、平成22年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第40号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第40号に対する質疑を行います。

○2番（堀合哲哉君） まず、お聞きしたいのは、これ1年ではなくて2年という幅をとりましたね。これ1年でなく2年という幅というのは、どういうことなのでしょう。もう2年間は最低真っ暗だよという意味なのだろうか。結局1年で切ってしまうと、また1年後に議会出したら、またごちゃごちゃして質問来るし、それが嫌だと、何か佐藤町長一生懸命言ったら、うなずいているのだ。何だかおかしいのだ。だから、やっぱり2年に、普通職員給与下げる場合、減額する場合、私は1年で区切るべきだと思うのです。それを継続する場合には、また1年ということだと思うのです。だから、これ2年やっしまえば1年後の経過なんて何もないのです、失礼な言い方したかもしれませんが。もしかすると、1年で多分ならないと思うけれども、10%もとに戻そうとかということすらも私はないような感じするのだけれども、この辺についてどのような考え方をお持ちなのか、副町長ですか、お願いします。

○副町長（増田裕司君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

この件につきましては、職員団体との交渉の中で双方合意したものでございまして、提案は職員団体のほうからございました。と申しますのは、昨年の段階で3年間という大筋を合意をしているということで、その時点で数字の精度がはっきりしていれば3カ年の妥結ということになったので、仮の話ですが、今年度については双方数字を確認した時点で当初3カ年としていた大筋は全く変わらない。状況も変わらないのであれば、あと2年度についても前年度合意しているので、それで構わないのではないのでしょうかということでございます。そのことと財政の見直しだとか、職員内部でも取り組みが甘いとか、いろいろございましたけれども、それらの話し合いは常時日常的にして、お互いにこの行政改革一緒にやっていくということを確認した上で、2カ年度にしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（堀合哲哉君） 副町長おっしゃることわかるのだけれども、結局思うに今のお話聞くと2年間はまだよという感じなのよね。例えば今若い職員の10%減を8%に変えるのだということを総務課長おっしゃったでしょう。絶えずそういう変化というのはあると思うのですけれども、こういう取り決めの中でもこれ条例とってしまえば何も考える必要もないのかなとは思っているけれども、でもそれだと1年で3億7,000万円、そうしたら2年間なら7億4,000万でしょう。そのお金を退職者分もあるから、そっくりそのお金ということにはならないと思うけれども、ややそれに近いお金が財政に貢献することだと思っただけけれども、職員にしてみれば組合の方は森町を憂いて同意したのか私わかりませんが、やっぱり一日でも早く、一年でも早くこういうのが終わってもとの給与体系に戻ればいいなというのがみんなの願いだと思うのだけれども、この辺の見直し含めて、これ2年間やったら今後3年後にはもとに戻るといって、そういう計算式というのができ上がっているのでしょうか。どうでしょう、総務課長。

○総務課長（輪島忠徳君） お答えしたいと思います。

先ほど交渉結果等につきましては、副町長のほうから説明があったと思いますが、組合との交渉経過の中で21年度から3カ年の削減に合意しているという部分でございまして、堀合議員のご質問の中には、ではそれ以降はどうするのかというような内容だと思っておりますが、先ほどの副町長の答弁と重なる部分があると思いますが、やはりこの平成22年度から、いろんな多方面で行政改革を一丸となって進めていくというようなこともございますし、その要素が今後どういう展開になっていくかということもございますが、それらを3年以降の部分につきましては勘案しながら、新たな交渉になるだろうというふうに推測しているところでございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第6、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第41号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第41号 森町ふれあいの森条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長(磯尾延行君) 議案第41号をご説明申し上げます。

森町ふれあいの森条例の一部を改正する条例の制定につきまして一部を改正するものでございます。

次のページをご参照いただきたいと思います。資料50でございますが、ご参照をお願いいたします。

使用料、第8条、別表第1、町外在住者の部コース使用料の款シーズン券の項中、1万5,000円を1万円に改めるものでございますが、改正の主な理由といたしましては、これにつきましては既に指定管理されている施設でございますが、指定管理者からの要望等もございまして、現在利用者の状況を判断いたしまして、町外の利用者がさらに利用者を増強を図りたいという意向もございまして、現在の使用料につきまして1万5,000円を町内の料金1万円と同額にいたしまして、さらに町外の利用者を図りたいという意向でこの金額に改正をいたし、提案を申し上げた次第でございます。

この条例につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第41号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第42号 森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（輪島忠徳君） それでは、議案第42号となりました森町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開きいただきたいと思います。あわせて資料51の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

提案理由でございますが、このたびの改正はこれまで渡島支庁及び檜山支庁管内の地域において片道陸路で50キロメートルを超える場合は日当の半額を支給しておりましたが、職員団体との取り扱いの協議の結果、交渉がまとまり、日当を支給しないとする内容で所要の改正をするものでございます。あわせて陸路で50キロメートル未満となる地域を渡島地域及び檜山地域と改正するものでございます。要約しますと、渡島地域、檜山地域については日当を支給しないとするものでございます。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第42号に対する質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） 旅費につきまして、近隣の町ではどのような現状なのか、この支給に対して。それと、森町でこれを実施した場合、年間どのぐらいの削減額、これになるのか、教えてください。

○総務課長（輪島忠徳君） 黒田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の他の自治体、近隣のどのようなかということなのですが、森町を除く近隣の各自治体、あるいは渡島管内の自治体も行財政改革、こういったものを進めておられて、私の承知している部分ではかなり日当の支給する範囲というものは私どもが今回提案しております内容のものが多いのかなということで認識しております。鹿部町もそうでございます。

2点目のどのぐらいの影響額があるかということでございますが、平成20年度は約10万をちょっと超えるくらいだったかなと思っております。また、今まだ平成21年度中でございますが、この見込みにつきましてもやはり大体平均10万から11万円と、こういうような状況でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第43号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について(トマト集出荷選果施設)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長(山田 仁君) ただいま議題となりました議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定について説明申し上げます。

資料ナンバー52を提出しております。提案は、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

順番ちょっと逆になりますが、管理を行わせる施設の名称及び所在地から説明に入ります。施設は、森町トマト集出荷選果施設でございます。所在地につきましては、森町字姫川120番地の11及び同番18でございます。

指定管理者の名称及び所在地でございますが、名称は新函館農業協同組合代表取締役、畠山良一、所在地は北斗市本町1丁目1番地の21でございます。

管理を行わせる期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

資料52をお開き願います。森町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関する条例及び施行規則により、平成22年3月4日開催の指定管理者選定委員会にて審査を受け、提出したものでございます。本施設につきましては、平成13年に建築し、平成13年2月5日から平成19年3月31日まで管理運営委託を実施しておりました。平成19年4月1日から平成22年3月31日まで3年間指定管理に移行し、本年更新するものでございます。

施設の内容でございますが、鉄骨づくりで面積は1,561平米、資料にございます設備一式となっております。

指定管理における経費につきましては無料で、すべて指定管理者の負担となります。

以上、簡単ですが、説明とし、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第43号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。



これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号

○議長(野村 洋君) 日程第10、議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について(ちゃっぷ林館)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長(山田 仁君) ただいま議題となりました議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について説明申し上げます。

資料ナンバー53及び54を提出しております。提案は、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

これも順番を先に、管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが、施設につきましては森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館でございます。所在地は、森町字駒ヶ岳657番地の16です。

指定管理者の名称及び所在地でございますが、名称は株式会社クリーンサービスあべ代表取締役、阿部日出夫、所在地は森町字上台町330番地でございます。

管理を行わせる期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

資料ナンバー53をお開き願います。議員協議会でもご説明しておりますが、指定管理移行の経緯の経過報告の資料をつけてございます。資料の中ほど、指定管理者の選定委員会についてご説明いたします。委員会の組織ですが、委員長、委員4名により構成されております。委員会の開催ですが、第1回選定委員会を2月22日、議題は委員長の選出、公募について、評価基準に係る評価項目についてを説明しております。3月4日に第2回選考委員会を開催し、委員に評点をお願いしております。第2回選考委員会で評点をもとに審査を行い、先行し、3月5日に委員長から町長へ意見を述べてございます。

資料54をお開き願います。管理に関する基本協定書の案についてご説明いたします。基本協定書の表紙裏面にありますように、第1条の目的から第39条の協定の変更から成っております。主要な条文についてご説明をさせていただきます。

1ページになりますが、前文が書いてございます。森町、以下甲、株式会社クリーンサービスあべ、以下乙、森町緑地等管理中央センターちゃっぷ林館、以下ちゃっぷ林館というふうな部分で管理に係る基本協定を締結するものでございます。

第1条には、本協定の目的として甲と乙が相互に協力し、ちゃっぷ林館を適正かつ円滑に

管理するために必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

第2条が指定管理者の指定の意義でございまして、指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、町民等に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることを目的とすることを確認するというものでございます。

第3条、第4条については、ちょっと省略させていただきます。

第5条には、管理物件を触れてございます。本事業の対象となるものは、管理施設と備品から成ってございます。10ページをお開き願います。10ページ、別紙1で、管理施設は駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館、パークゴルフ場、敷地内の外構及び植栽、その他の施設になってございます。管理物件の備品等については、多数になりますので、省略しております。

第6条に指定期間がございまして、先ほどもお話したように、指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日の間の3年間でございます。

2項の部分で、本事業に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされております。

7条、業務の範囲でございまして、これは駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館条例第15条に規定する業務でございまして、(1)から(5)になります。

第8条については、省略させていただきます。

第9条、本業務の実施でございまして、2項に本協定は、募集要項及び提案書の間に矛盾がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順に解釈していくというふうな部分でございまして。

第10条は、省略させていただきます。

第11条の管理物件の維持保全でございまして、管理物件の維持保全については1件につき500万、消費税を込んだものです、以上のものについては甲と乙が協議を持って実施すると。未満のものについては、乙が自己負担の費用と責任において実施するというふうになってございます。

第12条は、省略させていただきます。

3ページをお開きください。第13条も省略させていただきます。

第14条は、甲による備品等の貸与でございまして、甲は、備品等を無償で乙に貸与する。以下、2項では良好な状態に保つ、3項では必要に応じて乙の費用をもって備品を購入、調達するというふうになってございます。

第15条の業務計画書は、毎年計画書を出していただき、甲が確認するというふうになってございます。

第16条には、業務報告書、計画書と同様本事業に関しては3月31日の年度末1カ月をもって4月31日までに次の1から5になるものを甲に報告するというふうになってございます。

2項の部分では、指定が取り消しになった場合にあっては業務報告書を提出するというふうな部分になってございます。

4 ページをお開き願います。第17条、第18条は、省略させていただきます。

第19条、指定管理料の支払い、本業務に係る指定管理料は無料とする。

第20条は、利用料金等の取り扱いの部分ですが、乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができるというふうな部分で、ここは入浴料、パークゴルフ等になってございます。

第21条では、利用料金の決定でございますが、利用料金は乙が条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとするというふうなことからすれば、条例で料金が決まっておりますので、それ以上のものはできませんけれども、その以下の部分からすれば協議の部分で定めることができるというふうなものでございます。

第22、損害賠償等、第23の第三者への賠償については、省略させていただきます。

4 ページ下段の第24条、保険の部分なのですが、本業務を実施するに当たり甲が付保しなければならない保険は、5 ページです、あります。甲が掛けるのは、町の施設でございますので、火災保険は町の負担で掛けます。

2 項にございます乙が付保しなければならない保険は、（1）にございます施設賠償責任保険、（2）、第三者賠償保険でございます。

25条から5 ページ下段の29条までは、省略させていただきます。

6 ページになります。第30条で備品等の扱いについては、本協定の終了、契約です、その部分の備品等の扱いを書いております。

第31条、甲による指定の取り消しの部分でございます。指定管理期間であっても期間内を含めて全部もしくは一部の停止をすることができるというふうな部分を（1）から（4）にうたっております。

第32条は、乙による指定の取り消しの申し出というふうな部分からすれば、乙は甲に対して逆に指定の取り消しを求めることができるというふうな部分で、（1）から（3）を書いております。

第33条の部分は、省略させていただきます。

7 ページをお開き願います。34条、35条についても省略させていただきます。

第36条、本業務の範囲外の業務でございますが、1 項で乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるとうたっております。なお、実施するに当たっては、業務計画書を提出していただき、甲の承諾をとるというふうなものでございます。

37条、38条については、省略させていただきます。

最後になります。第39条です。協定の変更のことをうたっております。本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したときには、特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更するとうたったものでございます。

9 ページに今協定書の部分で使った用語の定義が書いてございます。

それから、一番最後のページになりますが、わかりやすいように前回もお配りしておりま

すが、リスク分担表を町、甲です、指定管理者、乙の部分をページとして載せてあります。

以上説明とし、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第44号に対する質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） ちゃっぷ林館の運営してくれる方が決まることですよ、今日で。安堵しているところでございます。何点かお尋ねいたします。

これ今課長説明ありましたけれども、協定書を詳しく読めばわかることだと思いますけれども、総論としてお聞きいたします。まず、募集に当たって町としての条件提示がされております。そのことがすべてクリアされてこの方が決まるのかなと、こう思っておりますけれども、それ1点。変更がある部分がなかったかということ。

それと、いわゆるここに指定管理者の指定の意義とあります。町民等に対するサービスの効果及び効率を向上させる。いわゆる一層の増進を図ってくださいということになっていきますよね。これは、本当にしっかりやっていただきたいなと。これ要望という形になるかもしれませんが。業務計画書も出されることになっておりますので、その辺はきちっとやってもらえるのかなと、こう思っておりますけれども。

それと、現在施設に11人の臨時、パート職員がおります。この方が引き続き希望すれば勤めさせていただけるものと、こういうことで判断しています。これは、1年間は現状の条件で使っていただけるということですよね。2年目は、やはり経営者の考え方もありますから、双方で話し合っ、そこで町のほうでも何かの形でかかわりながらやっていくのだろうと、こう思っておりますけれども、本当に今いる11人の方は不安を持ちながらこれから働いていくのかなと危惧するところもあります。その辺十分町のほうでも配慮しながら、経営者に対しても言うべきことは言っていたきたいと、こう思っておりますけれども、いかがですか。

○農林課長（山田 仁君） 黒田議員のご質問にお答えします。

3問あったというふうに思いますが、1番目の町から示した条件提示、変更あったのかというふうな部分でございますが、募集した中で資料ナンバーの53のほうに指定管理者の募集手続の部分で期間を示して、募集要項及びそういうふうな部分を配って募集してございますので、それから変更するというのはやはりルール違反というふうに考えてございますので、こういうふうな部分で募集した中で手を挙げてもらったというふうでございますし、その部分の当然手続をしたここでいう2つの団体については、それをご承知でしておりますし、選定委員会ですか、その部分でも1週間の期間を置いて大変委員の方にもご苦勞願ったのですが、その部分も募集要項に合致しているのかというふうな部分も十分調べていただきました中で判断していただいておりますので、議員の質問があった部分ですが、変更はないというふうな、今の部分からすれば合致したというふうな部分で解釈していただいてもいいと思います。

2番目の部分からすれば、その要望に十分対応していく、そういうふうな部分になろうかなと思いますので、特に答えはいたしません。

3番の部分、業務計画書というふうな部分からすれば、先ほど説明したとおり毎年出して

いただきます。なおかつ、その部分からすれば農林課で所管するというふうな部分考えていますので、当然その施設にも行ってみたい、従業員の声も聞いたり、それからお客様の声も入ってくるというふうに思いますので、その辺についても十分配慮したいというふうに考えてございます。

それから、議員ご指摘の臨時、パート職員については、委員会でも少し触れたのですが、その部分は今回議会に提案しているのですが、何分4月1日からというふうな部分の中で、内々そういうふうな部分でやはり臨時、パートの部分というのが一番敏感に私どもも対応した部分でございます。この部分からすれば、1年とは言わず、一生懸命管理者、それから従業員が一体になってそういうふうな部分で町民に還元できるいい福祉施設にしてほしい。それから、どうしても行政でやっていますと予算の範囲内もでございますので、今以上な待遇、いろんなことも考えてほしいというふうな部分も要望しています。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） 今条件提示が変更になった部分なかったのかと、こう聞いたのは、私の知り得る範囲内では当初いわゆる説明会ということがありましたよね。そのときに10社以上の方が聞きに来ていたということを知っています。実際に申し込んだのは、2社でないかというようなことも聞いております。それだけ申し込みがあったのに2社しか申し込まなかったということは、条件的にかなり厳しいものがあつたのかなと、こういうふうに私率直に思っております。課長として、この2社になつたのはいなかつたからなつただけけれども、減つた、随分大幅に減っていますよね、申込者が。その主な要因というか、原因というか、感覚としてどのように受けとめているのかなと、こういうふうに思っているのです。その辺いかがですか。

○農林課長（山田 仁君） 黒田議員のご質問にお答えします。

やはり結果的に言えば12団体、後日1団体が来て13と私も対応したのですが、その部分からすれば町外の方も何社かいたのですが、町外の部分に実際に参考までに電話をして聞いてみました。かなりその答えからすれば条件的に厳しいというふうな部分と、計画を立てていく中でやはりそういう感覚、これからの会館を維持していく部分、条件幾つかございませよ。その部分から修繕の金額、それから目的外使用の部分の自分のところに入らないというふうな部分からすれば、いろんな部分の自分たちの計画の部分で展開できないというふうな部分も若干言っていました。そういうふうな部分からすれば、幸いにして2社から応募がありましたけれども、その町外の部分からすれば実際には函館でそういうふうな温泉業をやっているところも含めて2社私聞いたのですが、やはりちょっと厳しいかなというふうな話でございました。

以上です。

○7番（宮本秀逸君） ちゃっぷ林館が指定管理でされるということでございますけれども、こういった情報がここに経過も説明されましたし、経過の日程等も記されておるわけでございますけれども、議会に提案される以前に早い段階にどこそこに決まつたのだねということ

が情報として流れてしまうのです。そういったことを私も直接聞きましたし、私どもにはまだ提案がないから、定かなことはわかりませんと私は答えましたけれども、やはり気をつけなければならぬことだと思うのです。今回もちゃっぷ林館に限らず、いろんな情報というのはある程度まではやはりセーブしていかなければならぬだろうというふうに思いますので、そこら辺をちょっと注意していただきたいと、こんなふうに思うのですけれども、いかがでございますか。

○農林課長（山田 仁君） 宮本議員のご質問にお答えします。

あくまでも課外的に言えば今日の議決をもって決定するというふうな部分のものでございますので、2社の部分からすれば、あとどういう1社が応募があったというふうな部分も含めて、当方では全然話してもございませぬ。ただ、そういうふうな情報からすれば、やはりひとり歩きしている部分がありますけれども、その部分からすればあくまでも決定したというふうな部分ではなくて、いろんな話が決まったのだねというふうな部分があるというふうに私は思っております、最終的には今日の議決をもって決定するものというふうに考えておりますが。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時24分

○議長（野村 洋君） 引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第45号及び議案第46号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第45号 平成21年度森町一般会計補正予算（第12号）、議案第46号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）、以上2案件を会議規則第37条により一括議題とします。



程をするものでございます。

次に、項4港湾費、目1港湾管理費、節19負担金補助及び交付金の10万円につきましては、森港改修事業に係る繰り越し調整に伴う端数調整処理でございます。

以上、議案第45号の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第46号。

○病院事務長（大久保善之君） 続きまして、議案第46号についてご説明をいたします。

平成21年度森町国民健康保険病院事業会計予算の第5回目の補正となるものでございます。

第2条、平成21年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の部、第1款病院事業収益、既決予算額11億8,429万7,000円に1,000万円を補正し、11億9,429万7,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条、予算第7条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。

経営健全化補助金、既決予定額1億3,759万6,000円に1,000万円を補正し、1億4,759万6,000円とするものでございます。

裏面をごらんください。事項別明細書によりご説明いたします。収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額1,000万円は、経営健全化補助金として一般会計より繰り入れするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第45号に対する質疑を行います。繰越明許費の3ページからです。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

議案第45号を終わります。

次に、議案第46号に対する質疑を行います。事項別明細書2ページの収益的収入からです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 議案第46号を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第45号から議案第46号まで2案件を一括採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第45号から議案第46号まで2案件は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第47号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第47号 業務委託契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課参事（木村浩二君） それでは、議案第47号について説明いたします。

本案は、業務委託契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、森町条件不利地域光通信網整備事業でございます。

契約の方法については、公募型プロポーザル、これによりまず随意契約でございます。

契約の金額は、3億2,130万円でございます。

契約の相手方、北海道札幌市中央区北1条西6丁目1番地、株式会社N T T東日本—北海道代表取締役、山本康裕でございます。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第47号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、発議第1号 議会改革等に関する調査特別委員会中間報告書についてを議題とします。

議会改革等に関する調査特別委員会に付託中の議会改革等に関する調査の件について、会議規則第47条の規定によって調査特別委員会の中間報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

○議会改革等に関する調査特別委員長（青山 忠君） 議会改革等に関する調査特別委員会中間報告。

平成21年3月24日、平成21年度第1回定例会において本特別委員会に付託されました付託事件について、審査した結果を森町議会会議規則第47条の規定により、次のとおり中間報告いたします。

中間報告書の2ページ、1、調査事件については、平成21年第1回定例会発議第2号に基づくものであります。

次の2、調査の経過については、5ページ上段の第11回委員会まで簡潔、そして時系列に特徴的な協議内容について記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、5ページの3、調査の中間結果であります。各議員から提出された改革検討項目延べ92件を重複部分を除いて分類整理した23分類48項目の調査について、平成21年4月から平成22年2月までに11回の委員会を開催し、協議してきましたが、検討できたのは7分類28項目で、進捗率は58%となっております。

これまでに改革するとされた主なものとしては、①、会議資料を傍聴者へ配付、②、議会日程の住民周知、③、議員研修報告書の議員の作成、④、議会と町民との対話集会、⑤、通年議会の導入などがあり、決定した事項で直ちに実施できるものについては、関係規定などを改正の上、スタートさせることにいたしました。また、協議するも現行どおりとなった検討項目のうちで反問権の導入に代表されるように、課題としつつも改選期以降に再検討するものとした項目もあったところであります。

以上がこれまでの検討結果ですが、地域のことは住民みずからが決める地方分権の進展に従い、議会もその役割をしっかりと果たす機能強化がますます求められております。引き続き住民の立場に立った信頼のおける活性化された議会となるために議論を深め、議会改革を図るものであります。

以上、ここに報告いたします。

なお、6ページから8ページにかけて検討結果の一覧について資料として添付しておりますので、参考にいただければと思います。

以上であります。

○議長（野村 洋君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で議会改革等に関する調査特別委員会の中間報告といたします。あわせて積み残している課題については、引き続き精力的に審査されますよう要請するものであります。

#### ◎日程第14 発議第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、発議第2号 行財政改革等に関する調査特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○総務財政常任委員長（三浦浩三君） それでは、発議第2号 行財政改革等に関する調査特別委員会の設置に関する決議について提案の趣旨を説明させていただきます。

国や地方自治体の財政を取り巻く環境は、国、地方をあわせ危機的状況にあります。森町

においても少子高齢化社会の到来や景気低迷による税収の伸び悩みや国の三位一体改革に伴う地方交付税や臨時財政対策債の削減という財政構造の変化に伴い、財源の確保は極めて厳しい状況にあります。このような状況の中、これまでも、またこれからも自立可能な財政の確立に向けた取り組みを初め限られた財源のもとで多様化する行政ニーズに対応していくために、従来の事務事業全体を見直し、より抜本的な改革を進め、効率的な行政システムによる自治体経営を推進する必要がある、現在の危機的状況を回避し、変革の時代に対応できる行財政システムを確立するため、国保病院改革や国保特会対策など、聖域のない行財政に係る総合的な特別委員会を設置しまして、集中的な行財政改革に取り組む必要があります。

以上、発議第2号の提案に対する趣旨説明といたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから発議第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議題になっております発議第2号については、行財政にかかわる総合的な調査研究でありますので、議長を除く21人を委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名し、その21人の委員で構成する行財政改革等に関する調査特別委員会に付託して審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、発議第2号については、議長を除く21人の委員で構成する行財政改革等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員長、副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時47分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に青山忠君、副委員長に三浦浩三君、中村良実君、宮本秀逸君、黒田勝幸君が選任されました。

◎日程第15 発議第3号

○議長（野村 洋君） 日程第15、発議第3号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（黒田勝幸君） それでは、発議第3号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

これまで議員に対して支給されている報酬額等は、旧町の経過措置が平成19年度末に到来し、平成19年4月1日から改正した内容で支給されてきました。前年度の町の予算編成において財源不足が発生し、基金残高が皆無に等しくなるなど、危機的な財政状況を認識し、顕在化ができなかったことや、さらにも増して景気後退による税収の大幅な減少が見込まれることから、協議会で議論した結果、前年度に引き続き報酬で加重平均7.7%相当、抑制効果額が約640万円を削減する内容で、条例の一部を改正するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

以上、発議第3号の提案に対する趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから発議第3号に対する質疑を行います。質疑ございますか。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第1号ないし日程第19 意見書案第4号の説明省略

○議長（野村 洋君） 日程第16、意見書案第1号から日程第19、意見書案第4号までは、配付のとおりであります。

お諮りします。日程第16、意見書案第1号から日程第19、意見書案第4号までは、会議規

則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、意見書案第1号から日程第19、意見書案第4号までは、説明を省略することに決定しました。

◎日程第16 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第16、意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書を議題とします。

これから意見書案第1号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第16、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第17、意見書案第2号 子ども手当の全額国庫負担を求める意見書を議題とします。

これから意見書案第2号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、意見書案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第18、意見書案第3号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書を議題とします。

これから意見書案第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第19、意見書案第4号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書を議題とします。

これから意見書案第4号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議員派遣の件について

○議長（野村 洋君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第119条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第20のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第21 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第21、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会通年議会等の試行に関する実施要綱第7条に基づき配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、平成22年第1回森町議会定例会3月会議を終了いたします。

長い間ご審議をいただき、ご苦労さまでございました。

休会 午前11時55分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成22年3月25日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員